



日医発 1277 号 (地 498) (健Ⅱ352) F

令和 2 年 3 月 2 7 日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横 倉 義 武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

濃厚接触者による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて先般、新型コロナウイルス感染症の標準予防策や濃厚接触者の該当性について示されている厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診察に関する留意点について」につきましましては、令和 2 年 3 月 1 1 日付日医発第 1202 号 (地 461) (健Ⅱ314) の文書により、ご案内をお送り申し上げたところです。

今般、同事務連絡を準用したうえで、濃厚接触者による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方を別紙のとおり、取りまとめました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する 日本医師会の考え方

令和2年3月25日

- 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版 ver2.1」については、同ガイド「はじめに」の通り、同学会が示したひとつの目安であり、それぞれの施設の対応を制限するものではないこと。また、各施設の状況に応じて具体的な対応を決めて頂くことが重要とされている。
- 医師・患者間だけではなく医療従事者間についても、標準予防策や濃厚接触者の該当性について示した3月11日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」を準用して考える。
- 濃厚接触者とは、同事務連絡「2.（2）」に示すとおりである。
- 新型コロナウイルス感染症の陽性者（患者、当該医療機関の従事者）が発生した医療機関の管理者（もしくは診療部門の長）が、院内の職員間では「マスク（サージカルマスク）の着用及び手指衛生」という標準予防策（検査等の手技を実施する場合は、それらに応じた防護を実施することとする。）が徹底されていると判断した場合は、濃厚接触は発生しなかったものとして自主的な就業制限や施設の使用制限を行う必要はない。
ただし、同事務連絡に示すとおり、新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。
また、所管保健所等との間で十分な協議を行うこととする。
- 上記に該当しない場合は、保健所等の指導に従って消毒等を行う*とともに、濃厚接触者とされた者については、必要があれば検査を行うとともに、当該医療機関の開設者は、当該職員に対し、一定期間就業しないよう求める。その期間は、二週間を目途とする。
- 医療機関において、陽性者（患者、従事者）が発生した場合は、保健所等の指導の下で消毒等を行うまでは施設の使用を自主的に制限する。
ただし、その範囲は必ずしも施設全体ではなく、陽性者の動線上にない、また十分に消毒されたなど感染リスクが低いと当該医療機関の管理者が判断した部分については、使用を継続することができる。

* 参考：「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付医政地発1219第1号）、
「中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御策指針(マニュアル)2013年度案 2014年3月改訂」・「小規模病院/有床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案 2014年3月改訂」・「無床診療所施設内指針(マニュアル)2013年度案 2014年3月改訂」（「院内感染対策のための指針案の送付について」（平成27年1月5日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡より）